

## 経済安全保障トランスフォーメーション加速化支援事業における評価項目・評価基準

令和8年2月5日

ガバニングボード決定

## 1. 採択時評価の評価項目・評価基準

評価項目	評価項目の観点
1. 経済安全保障トランスフォーメーション加速化支援事業との整合性・対象事業の重要性・必要性	<p>1-1 対象事業となる各府省等の研究開発及び研究環境整備の取組について、その経済安全保障の観点の追加・強化を通じた特定重要技術の育成・保護を目的とする本事業を活用する理由の妥当性</p> <p>1-2 対象事業の目的とその実施内容が以下のいずれにも当てはまり、経済安全保障上の重要技術の育成・保護に資するものであること。</p> <p>① 将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端技術を対象とするものであること。（※研究開発にのみ適用する。）</p> <p>② 我が国の経済構造の自律性、技術等の他国に対する優位性・不可欠性の確保に資するものであること。</p> <p>③ 経済安全保障上の重要技術領域に属する技術であるなど、政府の政策に沿うものであること。</p>
2. 対象事業の実現可能性	<p>2-1 対象事業の目的の達成に向け、その実施内容が、経済安全保障上の重要技術の育成・保護の観点を踏まえ、以下のいずれも満たすものであること。</p> <p>① 実施体制・実施期間・予算規模・その内訳（※内訳ごとの実施内容も適切であること）、予算の用途が目的の実現に向けて適切かつ効果的であること。</p> <p>② 目的の達成に向けた課題分析とその対応が明確かつ具体的であるなど、対象事業の実施を通じた目的の実現シナリオに一定の蓋然性が認められること。</p> <p>③ アウトカムやそのロードマップ、達成度合いを示すKPI（アウトカムの達成度合いが明確に判断できるものであれば定性的なものでも可）が適切に設定され、かつ、その達成の道筋が示されていること。</p>
3. 対象事業による経済安全保障上の効果に関する具体性	<p>3-1 対象事業による経済安全保障上の効果等について、対象事業に関連する技術の育成・保護における経済安全保障上の課題解決への貢献（国内外の競争状況、海外依存度の状況等を踏まえた自律性、優位性・不可欠性の確保への貢献）の観点で適切に分析されていること。（現状で適切な分析が難しい観点にあっては、分析が困難である理由、及び当該観点をどのようにカバーするかが記載されていること。）</p>
<p>各項目の配点</p> <p>S(15点)：評価項目の観点を十分に満たし、かつ、更に付加的な価値を提供している。</p> <p>A(10点)：評価項目の観点を十分に満たしている。</p> <p>B(6点)：評価項目の観点を一定程度満たしている。</p> <p>C(0点)：評価項目の観点を満たしていない。</p> <p>※1～3の各項目の配点15点とし、合計45点(満点)とする。</p>	

<p>委員ごとの総合評価</p> <p>○ 各委員は、それぞれ1～3の評価項目について評価基準に基づき評価した結果を踏まえ、以下のとおり総合評価を行う。</p> <p>① 合計点が30点以上であり、かつ、どの評価項目においても、「評価項目の観点を十分に満たしている」と評価されるもの（原則として要望どおりあるいは増額採択相当）</p> <p>② 合計点が26点以上であり、かつ、「評価項目の観点を一定程度満たしている」との評価が1つ以下であって、「評価項目の観点を満たしていない」という評価がないもの（原則として要望どおり採択相当）</p> <p>③ 合計点が16点以上であり、どの評価項目においても、「評価項目の観点を満たしていない」という評価がないもの。（原則として条件付き採択相当）</p> <p>④ 合計点が15点以下であるもの、あるいは一つでも「評価項目の観点を満たしていない」と評価されるもの。（不採択相当）</p>
<p>分科会としての実施方針案の作成</p> <p>○ 分科会としては、各委員の総合評価を踏まえ、議論を行い、採択の可否等を判断するものとする。ただし、委員の総合評価や個別の評価の観点が大きく分かれており、分科会における議論においても一致を見ない場合にあっては、最終的には座長が採択の可否等を判断するものとする。</p> <p>○ なお、採択相当と評価された場合であったとしても、配分可能額によっては、他の施策との比較評価の結果、条件付き採択又は不採択とすることもあり得る。</p>

2. 年度末評価の評価項目・評価基準

評価項目	評価項目の観点
1. 事業の実施結果や環境変化を踏まえた対象事業の重要性・必要性	<p>1-1 対象事業の実施結果や環境変化を踏まえ、対象事業が以下のいずれにも当てはまり、経済安全保障上の重要技術の育成・保護に資するものであること。</p> <p>① 将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端技術を対象とするものであること。（※研究開発にのみ適用する。）</p> <p>② 我が国の経済構造の自律性、技術等の他国に対する優位性・不可欠性の確保に資するものであること。</p> <p>③ 経済安全保障上の重要技術領域に属する技術であるなど、政府の政策に沿うものであること。</p> <p>1-2 来年度も継続を予定する対象事業にあっては、来年度実施予定の内容が、上記のいずれにも当てはまり、かつ、継続対応の必要性があると考えられること。</p>
2. 対象事業の成果（及び継続施策にあっては今年度の成果を踏まえた実現可能性）	<p>2-1 対象事業の実施結果が、以下のいずれも満たすものであること（※当初の予定どおり進捗していない場合にあっては、その合理的な理由及び今後の改善策が示されていること。）</p> <p>① 目的の達成に向けた課題分析とその対応が、当初想定された実現シナリオどおりであることが裏付けられたこと。</p> <p>② 予め設定されたアウトカムやそのロードマップ、達成度合いを示すKPIが予定どおり進捗していること。</p> <p>③ 予算が当初の予定どおりの用途で、適切かつ実効的に執行されたこと。</p>

	<p>2-2 来年度も継続を予定する対象事業にあつては、来年度実施予定の内容が、以下のいずれも満たすものであること。</p> <p>① 今年度の実施結果も踏まえ、実施体制・実施期間・予算規模・その内訳（※内訳ごとの実施内容も適切であること）、予算の用途が目的の実現に向けて適切かつ効果的であること。</p> <p>② 今年度の実施結果も踏まえ、目的の達成に向けた課題分析とその対応が明確かつ具体的であるなど、対象施策の実施を通じた目的の実現シナリオに更なる蓋然性が認められること。</p> <p>③ 今年度の実施結果も踏まえ、アウトカムやそのロードマップ、達成度合いを示すK P I（アウトカムの達成度合いが明確に判断できるものであれば定性的なものでも可）が設定され、かつ、その達成の道筋が示されていること。</p>
<p>3. 対象事業による経済安全保障上の効果に関する具体性</p>	<p>3-1 対象事業による経済安全保障上の効果等について、対象事業に関連する技術の育成・保護における経済安全保障上の課題解決への貢献（国内外の競争状況、海外依存度の状況等を踏まえた自律性、優位性・不可欠性の確保への貢献）の観点で適切に分析されていること。（現状で適切な分析が難しい観点にあつては、分析が困難である理由、及び当該観点をどのようにカバーするかが記載されていること。）</p> <p>3-2 来年度も継続を予定する対象事業にあつては、来年度実施予定の内容において、上記について更に深掘りが図られる見込みであること。</p>
<p>各項目の配点</p> <p>S（15点）：評価項目の観点を十分に満たし、かつ、更に付加的な価値を提供している。</p> <p>A（10点）：評価項目の観点を十分に満たしている。</p> <p>B（6点）：評価項目の観点を一定程度満たしている。</p> <p>C（0点）：評価項目の観点を満たしていない。</p> <p>※1～3の各項目の配点15点とし、合計45点（満点）とする。</p>	
<p>委員ごとの総合評価</p> <p>○ 各委員は、それぞれ1～3の評価項目について評価基準に基づき評価した結果を踏まえ、以下のとおり総合評価を行う。</p> <p>① 合計点が30点以上であり、かつ、どの評価項目においても、「評価項目の観点を十分に満たしている」と評価されるもの（今年度で終了する対象事業については、「想定以上の成果が得られている」、次年度以降継続する対象事業については、「原則として要望どおりあるいは増額採択相当」）</p> <p>② 合計点が26点以上であり、かつ、「評価項目の観点を一定程度満たしている」との評価が2つ以下であつて、「評価項目の観点を満たしていない」という評価がないもの（今年度で終了する対象事業については、「十分な成果が得られている」、次年度以降継続する対象事業については、「原則として要望どおり採択相当」）</p> <p>③ 合計点が16点以上であり、どの評価項目においても、「評価項目の観点を満たしていない」という評価がないもの。（今年度で終了する対象事業については、「一定の成果が得られている」、次年度以降継続する対象事業については、「原則として条件付き採択相当」）</p> <p>④ 合計点が15点以下であるもの、あるいは一つでも「評価項目の観点を満たしていない」と評価されるもの。（今年度で終了する対象事業については、「成果に乏しく、当面、類似事業については本事業での実施を見送る」、次年度以降継続する対象事業については「不採択相当」）</p>	

#### 分科会としての実施方針案の作成

- 分科会としては、各委員の総合評価を踏まえ、議論を行い、分科会としての年度末評価を判断するものとする。ただし、委員の総合評価や個別の評価の観点が大きく分かれており、分科会における議論においても一致を見ない場合にあっては、最終的には座長が採択の可否等を判断するものとする。
- なお、次年度以降継続する対象事業について、採択相当と評価された場合であったとしても、配分可能額によっては、他の事業との比較評価の結果、条件付き採択又は不採択とすることもあり得る。